

告示

埼玉県告示第七百十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

人間ショッピングセンター

埼玉県入間市大字下藤沢千三百十七 一外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二〇七台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二〇二台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時（年百二十日午前九時）から翌午前〇時

（変更後）午前九時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時四十分（年百二十日午前八時四十分）から

翌午前〇時三十分

（変更後）午前八時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 四か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 三か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十四年十二月八日外

ニ 届出年月日

平成二十四年十二月七日

二 縦覧期間

平成二十四年十二月十八日から平成二十五年四月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十二月十八日から平成二十五年四月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課